

弘前大学管理運営規則（抄）

第8章 評価室，法人内部監査室，苦情処理室及び男女共同参画推進室

（設置）

第107条 学長の下に，評価室，法人内部監査室，苦情処理室及び男女共同参画推進室を置く。

（評価室）

第108条 評価室は，本学の中期目標・中期計画に定めた本学の基本的な目標を達成するため，教育研究等の状況について自ら点検及び評価に係る業務を行うものとする。

2 評価室は，次に掲げる室員で組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1名
- (2) 各部局長の推薦に基づき学長が任命する教員各2名
- (3) 学長が任命する事務職員 3名
- (4) その他室長が必要と認めた職員

3 前項第2号及び第3号の室員の任期は2年とする。ただし，補欠の室員の任期は，前任者の残任期間とする。

4 前項の室員は，再任されることができる。ただし，再任は1回までとする。

5 評価室に室長を置き，第2項第1号の室員をもって充てる。

6 室長は，評価室の業務を総括する。

7 評価室に副室長を置き，室長が指名する室員をもって充てる。

8 副室長は，室長を補佐し，室長に事故があるときは，室長を代理する。

9 この規則に定めるもののほか，評価室に関し必要な事項は，別に定める。